

「いちご王国・栃木」関西圏プロモーション事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「いちご王国・栃木」関西圏プロモーション事業業務委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的及び背景

(1) 目的

関西圏における「いちご王国・栃木」の認知度向上及び栃木県産いちごの購買意欲の向上を図る。

(2) 背景及び事業の考え方

これまでのプロモーションにより関西圏における「いちご王国・栃木」の認知度は徐々に向上し、毎年行っている県の調査では昨年度初めて認知度が4割を超える結果となった。更なる認知度向上に向け、今後も県産いちごを活用した関西圏でのプロモーションを継続し、本県が「いちご王国」であることを周知するとともに消費者の購買意欲の向上に努めていくことが必要である。

2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月12日（金）まで

3 業務内容

更なる認知度向上に向け、関西圏において「いちご王国・栃木」の認知度や県産いちごの購買意欲の向上を図る企画を実施すること。

なお、実施に当たっては、栃木県東京事務所大阪分室等と十分に連携すること。

(1) 百貨店や商業施設等におけるイベントの開催

関西圏の集客が見込まれる施設において、クリスマスやバレンタイン等の季節に沿ったイベントの開催やフェアへの出店等により、「とちあいか」をはじめとする県産いちごや県産いちごを使用したスイーツ・加工品等の販売を行うこと。

なお、販売に当たってはPOPや装飾により、消費者が県産いちごであることを認識できる売場作りを行うほか、販売場所との調整や販売品の手配、現地での売場運営を行うこと。

また、県産いちご等の販売と合わせて「いちご王国・栃木」や「とちあいか」の認知度向上が見込まれる企画を実施すること。

ア 時期：令和8（2026）年12月～令和9（2027）年2月

イ 場所：関西圏の集客が見込まれる百貨店や商業施設等

ウ 回数：3回以上（2日間以上／回）

(2) 飲食店や菓子店等と連携したスイーツメニューの開発

関西圏の飲食店や菓子店等と連携し、「とちあいか」をはじめとする県産いちごを使用したスイーツメニューを開発し、開発店舗において各店舗10日間以上販売を行うこと。

販売に当たっては、使用している県産いちごが認識できる販促POPの製作を行い、売りに

設置すること。

なお、開発店舗との調整や県産いちごの手配を行うこと。

ア 時期：令和8（2026）年12月～令和9（2027）年2月

イ メニュー開発店舗数：3店舗以上

(3) メディアや広告媒体等を活用した情報発信

各種イベントやフェアの開催等に合わせて、メディアや広告媒体等を活用した情報発信を実施すること。情報発信では「いちご王国・栃木」や「とちあいか」等の県産いちごの認知度向上が図られる内容とし、イベントやフェアの告知を含む内容とすること。

ア 時期：令和8（2026）年12月～令和9（2027）年2月

イ 回数：4回以上

4 留意事項

(1) 「いちご王国」に係るプロモーションの統一イメージ

「いちご王国」プロモーションは、20～30代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出するとともに、1（1）の目的に沿った統一感あるプロモーションを展開すること。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ及びイベントの警備計画を記載すること。

(3) イベントに係る農産物等の調達

イベントの開催に当たり、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図るとともに、物流（配送）についても効率的な方法を検討すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物等の品質等について十分留意すること。

(4) その他

ア これまで訴求してきた各品種や県産農産物が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

イ いちご及び関連商品の販売を行う場合には、スタッフが一般消費者に対して県産いちごの魅力等について十分な知識を持って当たれるよう、予め必要な指導及び調整を行うこと。

ウ 試食等を実施する場合は、会場の管理者等と調整し、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて指導機関等に相談すること。

エ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）や警備体制を作成すること。

オ イベント等では、「栃木県環境配慮方針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。

カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を必ず行うこと。

5 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容等の具体的な業務内容を甲と協議し、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。

- (2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルへ保存したメディア（DVD 等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。なお、実績報告書は概要版を紙媒体で作成し、詳細版については電子ファイルのみに保存して提出すること。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。